

# 離婚届

令和 年 月 日届出

長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 神河 太郎	妻 神河 花子
生年月日	平成5年5月5日	平成6年6月6日
住所	兵庫県神崎郡神河町 寺前64番地	兵庫県神崎郡神河町 粟賀町385番地
本籍	兵庫県神崎郡神河町寺前64番地	
父母及び養父母の氏名	夫の父 神河 一郎	妻の父 神崎 次郎
父母との続柄	母 良子	母 梅子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
婚姻前の氏にもどる者の本籍	兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地	兵庫県神崎郡神河町粟賀町385番地
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 神河 さくら 神河 もみじ	妻が親権を行う子 神河 さくら 神河 もみじ
同居の期間	年 月 から 年 月 まで	
別居する前の住所	兵庫県神崎郡神河町寺前64番地	
別居する前の世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 神河 太郎	妻 神河 花子
住所を定めた年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日
連絡先	自宅・勤務先 [ ] 携帯	

令和 年 月 日	午前 時 分 受領
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
使者	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 住 <input type="checkbox"/> マ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
確認	通知

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
届書は、1通でさしつかえありません。  
この届書の本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。  
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき⇒調停調書の謄本  
審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき⇒和解調書の謄本  
認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本  
判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 (※押印は任意)	神河 一郎 印	神崎 次郎 印
生年月日	昭和33年3月3日	昭和44年4月4日	
住所	兵庫県神崎郡神河町 寺前64番地	兵庫県神崎郡神河町 粟賀町385番地	
本籍	兵庫県神崎郡神河町 寺前64番地	兵庫県神崎郡神河町 粟賀町385番地	

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。  
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。  
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。  
まだ決めていない。


面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。



養育費の分担について取決めをしている。  
取決め方法：公正証書 それ以外

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画 

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

 法務省 離婚  法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

◎ 署名は必ず本人が自署してください